

資料 1-2

雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○雑貨工業品品質表示規程（平成九年十二月一日 通商産業省告示第六百七十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
<p style="text-align: center;">（表示事項）</p> <p style="text-align: center;">第一条（略）</p> <p style="text-align: center;">（遵守事項）</p> <p style="text-align: center;">第二条（略）</p> <p style="text-align: center;">別表第一（略）</p>	<p style="text-align: center;">（表示事項）</p> <p style="text-align: center;">第一条（略）</p> <p style="text-align: center;">（遵守事項）</p> <p style="text-align: center;">第二条（略）</p> <p style="text-align: center;">別表第一（略）</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">雑 貨 工 業 品</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">品 質 に 関 し 表 示 す べ き 事 項</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>浄水器（飲用に供する水を得るためのものであって、残留塩素を除去する機能を有するものに限る</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>一 材料の種類</p> <p>二 ろ材の種類</p> <p>三 ろ過流量</p> <p>四 使用可能な最小動水圧 （供</p> </td> </tr> </table>	雑 貨 工 業 品	品 質 に 関 し 表 示 す べ き 事 項	<p>浄水器（飲用に供する水を得るためのものであって、残留塩素を除去する機能を有するものに限る</p>	<p>一 材料の種類</p> <p>二 ろ材の種類</p> <p>三 ろ過流量</p> <p>四 使用可能な最小動水圧 （供</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">雑 貨 工 業 品</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">品 質 に 関 し 表 示 す べ き 事 項</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>浄水器（飲用に供する水を得るためのものであって、残留塩素を除去する機能を有するものに限る</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>一 材料の種類</p> <p>二 ろ材の種類</p> <p>三 ろ過流量</p> <p>四 使用可能な最小動水圧</p> </td> </tr> </table>	雑 貨 工 業 品	品 質 に 関 し 表 示 す べ き 事 項	<p>浄水器（飲用に供する水を得るためのものであって、残留塩素を除去する機能を有するものに限る</p>	<p>一 材料の種類</p> <p>二 ろ材の種類</p> <p>三 ろ過流量</p> <p>四 使用可能な最小動水圧</p>
雑 貨 工 業 品	品 質 に 関 し 表 示 す べ き 事 項								
<p>浄水器（飲用に供する水を得るためのものであって、残留塩素を除去する機能を有するものに限る</p>	<p>一 材料の種類</p> <p>二 ろ材の種類</p> <p>三 ろ過流量</p> <p>四 使用可能な最小動水圧 （供</p>								
雑 貨 工 業 品	品 質 に 関 し 表 示 す べ き 事 項								
<p>浄水器（飲用に供する水を得るためのものであって、残留塩素を除去する機能を有するものに限る</p>	<p>一 材料の種類</p> <p>二 ろ材の種類</p> <p>三 ろ過流量</p> <p>四 使用可能な最小動水圧</p>								

。以下同じ。）

給された水を貯留して使用するものを除く。）

五 浄水能力

六 回収率（ろ材の種類が逆浸透膜のものに限る。）

七 ろ材の取換時期の目安

八 使用上の注意

別表第二

一～二十九 (略)

三十 浄水器

(一)～(二) (略)

(三) ろ過流量の表示に際しては、日本工業規格S三二〇

一（家庭用浄水器試験方法）の六・一に定めるろ過流量試

験の測定方法により得た数値をリットル単位で表示するこ

と。この場合における誤差の許容範囲は、表示したろ過流

量に対してマイナス五パーセントとすること。

(四) 使用可能な最小動水圧の表示に際しては、次のイ及

びロに掲げるところによることとし、その動水圧をメガ

パスカル単位又はキロパスカル単位で表示すること（供給

。以下同じ。）

五 浄水能力
(新設)

(新設)

六 ろ材の取換時期の目安

七 使用上の注意

別表第二

一～二十九 (略)

三十 浄水器

(一)～(二) (略)

(三) ろ過流量の表示に際しては、日本工業規格S三二〇

一（家庭用浄水器試験方法）の六・一に定めるろ過流量試

験の測定方法により得た数値をリットル単位で表示するこ

と。この場合における誤差の許容範囲は、その流量を表す

数値のマイナス五パーセントとすること。

(四) 使用可能な最小動水圧の表示に際しては、次のイ及

びロに掲げるところによることとし、その動水圧をメガパ

スカル単位又はキロパスカル単位で表示すること（回分式

された水を貯留して使用するものを除く。）。この場合における誤差の許容範囲は、表示した最小動水圧に対してプラス十パーセントとすること。

イ 連続式のものにあつては、使用可能な最小動水圧の測定は、日本工業規格 S 三二〇一（家庭用浄水器試験方法）の六・二に定める最小動水圧試験の測定方法によることとし、使用可能な最小動水圧は、毎分〇・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とすること。

ロ 回分式のもの（供給された水を貯留して使用するものを除く。）にあつては、別表第一の規定に基づいて表示するろ過流量を得ることができる最小の動水圧とすること。

(五) (略)

イ 浄水能力は、除去対象物質の名称を示す用語ごとに表示することとし、その用語の次に括弧書きでその総ろ過水量、除去率八十パーセントである旨及び日本工業規格 S 三二〇一（家庭用浄水器試験方法）に基づき測定した試験結果である旨を付記すること。この場合において、総ろ過水量はリットル単位で表示することとし、その場合の誤差の許容範囲は、表示したろ過能力に対してマイ

のものを除く。）。この場合における誤差の許容範囲は、その動水圧を表す数値のマイナス十パーセントとすること。

イ 圧力の測定は、日本工業規格 B 七五〇五・一（アネロイド型管圧力計・第一部…ブルドン管圧力計）に規定する一・六級のブルドン管圧力計又はこれと同等以上の精度を有する圧力計を用いて測定すること。

ロ 使用可能な最小動水圧は、毎分〇・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とすること（連続式のものに限る。）。

(五) (略)

イ 浄水能力は、除去対象物質の名称を示す用語ごとに表示することとし、その用語の次に括弧書きでその総ろ過水量、除去率八十パーセントである旨及び日本工業規格 S 三二〇一（家庭用浄水器試験方法）に基づき測定した試験結果である旨を付記すること。この場合において、総ろ過水量はリットル単位で表示することとし、その場合の誤差の許容範囲はそのろ過能力を表す数値のマイナ

ナス十パーセントとすること。

ロ (略)

備考

- 1 総トリハロメタンの用語を用いる場合については、日本工業規格 S 三二〇一 (家庭用浄水器試験方法) の六・四・三に規定する成分内容とすること。

2 (略)

- ハ 総ろ過水量については、日本工業規格 S 三二〇一 (家庭用浄水器試験方法) 六・五の規定に係るろ過能力試験において当該除去物質の除去率が八十パーセントに低下するまでの総ろ過水量を表示すること。ただし、連続式のものに係る濁りについては、(三)の規定による当該ろ過流量が五十パーセントに低下するまでと除去率が八十パーセントに低下するまでのいずれか早い方までの総ろ過水量とすること。

(六) 回収率の表示に際しては、日本工業規格 S 三二〇一

(家庭用浄水器試験方法) の六・三に定める回収率試験の測定方法により得た数値をパーセントで表示すること。この場合における誤差の許容範囲は、表示した回収率に対してマイナス十パーセントとすること (ろ材の種類が逆浸透

ス十パーセントとする。

ロ (略)

備考

- 1 総トリハロメタンの用語を用いる場合については、日本工業規格 S 三二〇一 (家庭用浄水器試験方法) の六・二・三に規定する成分内容とすること。

2 (略)

- ハ 総ろ過水量については、日本工業規格 S 三二〇一 (家庭用浄水器試験方法) 六・三の規定に係るろ過能力試験において当該除去物質の除去率が八十パーセントに低下するまでの総ろ過水量を表示すること。ただし、連続式のものに係る濁りについては、(三)の規定による当該ろ過流量が五十パーセントに低下するまでと除去率が八十パーセントに低下するまでのいずれか早い方までの総ろ過水量とすること。

(新設)

膜のものに限る。)

(七) ろ材の取換時期の目安については、適切な取換の期間について具体的にわかりやすく表示すること。

(八) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ〜へ (略)

ト ろ材の種類が逆浸透膜のものについては、排出される捨て水がある旨。

(九) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(十) 表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所によりわかりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意の表示については、ラベルの貼り付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。また、交換用ろ材が販売される場合は、それぞれ該当する表示事項を表示すること。

(六) ろ材の取換時期の目安については、適切な取換の期間について具体的にわかりやすく表示すること。

(七) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ〜へ (略)

(新設)

(八) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(九) 表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所によりわかりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意の表示については、ラベルの貼り付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。また、交換用ろ材が販売される場合は、それぞれ該当する表示事項を表示すること。